

〈島根県 新しい公共支援事業〉

地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業

島根県では、「新しい公共」の拡大と定着のため、地域別に多様な主体が交流する場を設けることにより、いきいき活動への参加を促進し、地域の課題解決に向けたネットワーク形成を目指す事業を募集します。また、これらの事業支援を行うことにより中間支援的な役割を果たす団体の育成を目指します。

●事業内容

NPO、企業、行政等が交流する場を設置し、地域の課題解決に向けたネットワーク形成を目指すための事業提案を募集します。

【事業要件】

- ① NPO等・行政を中心に、企業、行政などの多様な主体が参加すること
- ② ネットワークの基となる関係の開拓・拡大を図るよう努めること
- ③ 特定テーマについて具体的な連携・協働にむけた話し合い、イベント等を実施し、ネットワークを構成する団体等間の関係を深化させること
- ④ 事業終了後においてもネットワークが継続し、地域で中間支援的な役割を果たすことが期待できるような事業展開を図ること

●事業実施主体

NPO等（NPO法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合などの民間非営利組織）

●事業費

1件当たり最大150万円まで
（予算総額700万円）

●事業提案方法

必要書類を提出
（事業提案書、団体調書、実施計画書、収支予算書等）

●提案募集期間

平成24年2月〇日～3月〇日

●対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、使用料、広報費等）

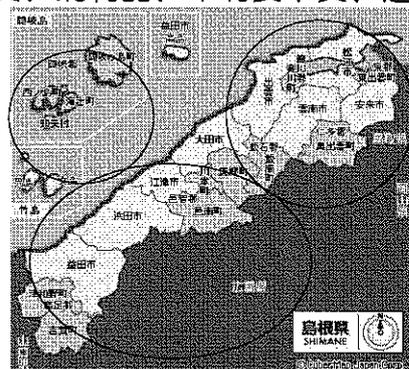
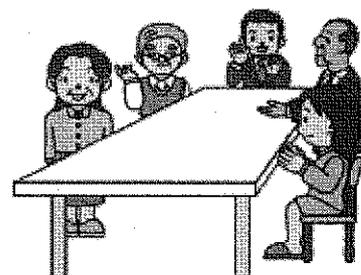
*食糧費、団体の経常的経費、施設整備費、備品購入費等は対象外

●事業期間

H24.4～H25.3

●提案書提出先・お問い合わせ先

島根県 NPO 活動推進室 ☎ 0852-22-6099



＜島根県新しい公共支援事業＞
地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業
(多様な主体による交流促進事業)

事業提案募集のお知らせ

「新しい公共」とは、従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開き、市民、NPO、企業等がともに支えあう仕組み、体制を構築しようとするものです。新しい公共支援事業は、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図るために創設されました。

島根県では、この新しい公共支援事業の目的を果たすべく、地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業を実施します。この事業では、多様な主体による交流促進、つまりNPO等、企業、行政等の多様な主体が交流する場を設けることで、その参加・交流を促進することにより、地域課題の解決を連携・協働して行う取組みへとつなぐネットワークを形成することを目的としています。

1 公募する事業の概要

【事業名】

地域別いきいき活動支援ネットワークづくり事業（多様な主体による交流促進事業）

【事業の概要】

本事業は、NPO、企業、行政等の多様な主体が交流する場を設けることで、その参加・交流を促進することにより、地域課題の解決を協働して行う取組みへとつなぐネットワークを形成することを目的としています。

交流会等を実施することにより、多様な主体間の交流を促進し、地域における協働・連携の取組みにつながるネットワークを形成するための事業企画を募集します。

【事業の留意事項】

事業企画に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 内閣府が定める「新しい公共支援事業実施要領（平成23年2月）」、「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン（平成23年4月）」（以下、「ガイドライン」という。）、島根県が定める「島根県新しい公共支援事業基本方針・事業計画（平成23年10月）」及び「島根県社会貢献活動促進基金実施要綱（平成21年4月）」が示す基本的な考え方等を踏まえて提案していただきます。
- ② ガイドラインに基づき、事業実施者には、団体情報の開示、事業成果のとりまとめ、自己評価をしていただきます。

2 事業の実施期間

平成24年4月から平成25年3月までを予定しています。

3 事業の採択要件

- ・ NPO 等・行政を中心に、企業、行政などの多様な主体が参加すること
- ・ ネットワークの基となる関係の開拓・拡大を図るよう努めること
- ・ 特定テーマについて具体的な連携・協働にむけた話し合い、イベント等を実施し、ネットワークを構成する団体等間の関係を深化させること
- ・ 事業終了後においてもネットワークが継続し、地域で中間支援的な役割を果たすことが期待できるような事業展開を図ること

4 対照となる経費

(1) 金額

1 件の提案につき、150 万円を上限とします。

(2) 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施者の維持・運営に要する経費や備品等財産の取得に係る経費ではなく、今回応募する事業に要する経費となります。したがって、団体の事務所の賃借料、光熱費等の管理費や今回応募する事業と直接かかわりのない事業に要する経費は原則として対象となりません。

具体的には、下記のような経費を想定しています。

- 人件費
- 諸謝金（委員、講師等）
- 旅費（職員、委員、講師等）
- 消耗品費、印刷製本費、
- 通信運搬費、使用料及び会場借料
- 募集広告費、計画策定費、委託費 など

※人件費及び報償費については、下記の金額を上限とします。

| 区 分 | | 1 人当たり単価 |
|------------------|--------------------|---|
| 人 件 費 | ①事業を運営するスタッフ | 8,475 円/日 |
| | ②アルバイト等 | 6,000 円/日 |
| | ③有償ボランティア | 5,136 円/日（最低賃金 642 円/時間） |
| 諸 謝 金 等 | ①研修会等 | 大学教授・准教授級 6,300 円/時間 その他(専門的知見を要する場合) 5,100 円/時間 その他 3,000 円/時間 |
| | ②大規模な講演会等 | 県外講師 100,000 円/回 県内講師 50,000 円/回 (上記では招致できない著名な講師や、講義内容が高度・特殊な場合) |
| | ③コーディネーター・ パネラー | 県外講師 50,000 円/回 県内講師 25,000 円/回 (シンポジウム等、コーディネーターとパネラーの役割に大きな格差がある場合は、適宜単価差を設けること) |

(3) 各種補助金との調整

他の補助金の対象となっている事業は、この事業の対象とすることはできません。(ただし、他の補助事業の補助の対象となっている部分と、対象となっていない部分が明確に切り分けられる場合は、対象となっていない部分について、この事業の対象とすることができます。)

5 参加資格

NPO 等（NPO 法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合などの民間非営利組織）

6 応募にあたって提出する書類

- ① 事業企画提案書〔様式1〕
- ② 団体調書〔様式2〕
- ③ 実施計画書〔様式3〕
- ④ 収支予算書〔様式4〕
- ⑤ 非営利団体である場合 定款、会則等（任意様式）
- ⑥ 参考資料（A4判10枚以内）

7 受付期間・提出方法

応募書類提出期限：平成24年3月 日（ ）17時15分まで

* 郵送の場合当日消印有効

提出先：島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室

提出方法：持参、郵送

提出部数：2部（1部はコピーでも構いません。）

8 説明会のご案内

日時：平成24年2月 日（ ）13時30分～17時

場所：

※説明会への参加は応募の条件ではありません。

9 選考方法

(1) 書類審査

次の評価基準により審査会で事前の審査を行い、本審査の対象となる事業提案を選考します。書類審査の結果につきましては、書類を提出いただいたすべての方に文書にて連絡いたします。

(2) 本審査

本審査の対象となった事業企画について公開プレゼンテーションを行い、審査会の審査により、実施する事業を選考します。

審査にあたっては、審査会の各委員が、次の審査基準による点数評価を参考に、総合的な評価を行い、選考します。

プレゼンテーションでは、ご提出いただいた事業提案書（様式1）及び添付書類を資料として使用し、来場者に配布しますので、あらかじめご了承ください。

本審査は3月中旬を予定しています。

事業の最終選定は、平成24年3月下旬に開催する新しい公共運営委員会にて行います。

最終選定の結果につきましては、プレゼンテーションに出席いただいたすべての提案者に文書にて連絡するとともに島根県ホームページに掲載します。

(3) 審査基準

| 区 分 | 内 容 |
|----------------|---|
| 事業の趣旨・目的に合致するか | ・事業の趣旨、目的に合致するか |
| 実施計画の妥当性、実現性 | ・地域の諸課題の解決に向けたネットワークづくりを行う設計となっているか ・ネットワークの拡大、深化を図る計画となっているか。 ・ネットワーク作りに関するニーズや課題を把握し、それらに的確に対応する具体的な実施計画となっているか |
| 事業の継続性、効果の普及 | ・事業終了後もNPO等に効果が残る工夫があるか ・事業の成果が広く県内に及ぶことが期待できるか。 |
| 収支予算の的確性 | ・提案された事業企画を実施するための経費が適切に計上されているか |

10 調査・検査

- 事業費が適正に活用されているかどうかを判断するため、事業に係る各種会計書類等の確認や現地調査を行う場合があります。
- この事業は、国の新しい公共支援事業による交付金により実施する事業であることから、会計検査院法第23条第1項第3号による検査の対象になります。
- 受託者には、事業終了後も、成果目標の達成状況の把握のため、国が行う調査への協力を求めることがあります。

11 事業のスケジュール

| | | |
|---------|---|------------------|
| 平成24年2月 | 日 | 企画提案の募集 説明会の開催 |
| 3月 | 日 | 審査書類の提出期限 |
| 3月 | 日 | 書類審査 |
| 3月 | 日 | 本審査（公開プレゼンテーション） |
| 4月 | | 実施事業企画の決定、事業開始 |
| 平成25年3月 | | 事業評価、実績報告等 |

12 その他

- 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- 提出いただいた書類等については、返却いたしません。